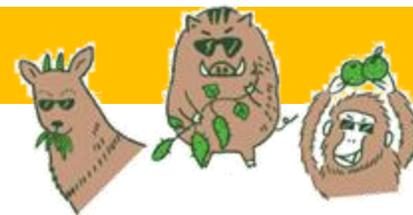


都留市有害鳥獣対策事業補助金



【趣旨・目的】

■有害鳥獣からの農作物被害又は生活被害を防止するために対策を講じる者に対して、その対策に係る費用の一部を補助することで、「有害鳥獣被害に強い地域づくり」を目指す。

【対象事業】

1 「防護柵等整備事業」

- ・ 交付対象者： 市の農地台帳に土地が登録されている者



- ・ 補助額： (1) 個人：設置費用の100分の75 上限：50,000円
(2) 団体：設置費用の100分の75 上限：500,000円

※団体：5戸以上の農家又は 受益面積が1ha以上あることが要件

- ・ 対象経費： 電気柵、ワイヤーメッシュ、トタン等

2 「追払資機材整備事業」

- ・ 交付対象者： 市内に住所を有する個人又は団体
- ・ 補助額： 追払資機材の整備に係る費用の100分の50 上限：15,000円
- ・ 対象経費： エアガン、パチンコ、煙火等



《 補助金交付までの流れ 》

- ① 交付申請（様式1号・見積書・図面）
- ② 交付決定
- ③ 事業実施（決定後に整備・購入）
- ④ 実績報告（様式4号・領収書・写真）
- ⑤ 交付額決定
- ⑥ 請求書（様式6号・振込希望口座）
- ⑦ 補助金支払

